

指定管理施設の管理運営評価表（評価対象年度：令和3年度）

担当部署名	企画振興部 飯高地域振興局 地域住民課
評価対象期間	令和3年 4月 1日 ～ 令和4年 3月 31日
評価対象年度指定管理料	0 円 ※市への納付金 4,320,000円

1. 施設の概要等

施設の概要	名 称	グループホーム いいたか
	所 在 地	松阪市飯高町森2126番地1
	設置目的	認知症と診断された方が家庭的な環境のもとで、日常生活上のケアを受けながら可能な限り自立して共同で生活できるようにする。
	設備の概要	敷地面積 1,997.66㎡ 施設の内容 木造瓦葺二階建て（倉庫含む）延床面積671.67㎡ 事務室、1人部屋（18室）、リビング2室、機能訓練室2室、厨房2室、浴室2室、シャワー室2室、トイレ4カ所、倉庫

2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名 称	社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会
	所 在 地	松阪市殿町1563番地
指定管理業務の内容		<ul style="list-style-type: none"> ○認知症高齢者等の入居事業 ○認知症高齢者等の予防介護事業 ○入居者の健康管理・生活指導・介護相談事業 ○利用料金の徴収に関する事 ○施設及び設備の維持管理及び修繕に関する事
管理業務の実施状況		<ul style="list-style-type: none"> ○利用者 209人 当初目標としていた利用者数の達成はできなかった。 ○管理運営業務全般において市の担当者と連絡を取りながら進めた。運営状況については毎月の業務状況報告書提出や運営推進会議を通じて日々の業務の報告を行なった。 ○新型コロナウイルス感染予防対策を行っていたが職員の感染が発生した。施設内において感染拡大防止に努め施設内で感染拡大することなくサービス提供ができた。
業務運営実施状況	サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○5月に提示された「松阪市地域高齢者施設における救急対応マニュアル作成のためのガイドライン」に沿ったマニュアルの見直しとご家族様に再度急変時及び終末期の意思確認を行い、救急医療情報提供シート作成し救急搬送時に備えた。 ○協力医の中村医師と介護の方法や必要な支援について指示を仰ぎご本人やご家族様の希望に副った4名の看取りを行った。長年ご利用され慣れ親しんだ環境のもと、延命措置をせず最期を迎えられる支援を家族様と共に行なった。 ○新型コロナウイルス感染症予防に対する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・検温、手指消毒、マスク着用、施設内消毒、換気等徹底して実施した。 ・三重県指針、緊急警戒宣言等に従って家族等との対面面会中止しオンライン面会を実施した。また、状況に合わせて窓越し面会を行った。互いに元気な様子に安心され、利用者も表情が明るくなど変化が見られた。 ・WEB研修に参加し、事例等から得た学びや気づきを職員間で共有し出来ることから改善した。 ・コロナワクチン接種、職員は社会的PCR検査を実施し感染予防と早期発見に努めた。 ○歯科医師・歯科衛生士より助言を受けて日々のケアに活かし取り組んだ。自歯の方は虫歯や歯槽膿漏の進行に伴う支援の手法、嚥下の際のの見込み時の喉の動きの確認をしてもらい対応した。また口腔内を清潔に保つことで誤嚥性肺炎などの感染症予防に役立てた。日常のケアを相談し、指導してもらえ存在は大きい。 ○年末に家族様へのアンケートを行いその思いに応え、利用者・家族様に安心・満足していただける支援を目指し取り組んだ。施設譲渡が決定し今年度で最後のアンケートになったが「あたたかい介護に大変満足している」と家族様より言葉をいただいた。 ○空き状況については居宅介護事業所や包括支援センターと情報を共有し新規利用し繋げた。待機者については譲渡先の株式会社Wと情報を共有し、今後の対応を確認しながら引継ぎを行った。
	施設・設備等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○110番非常通報装点検 ○貯水槽点検・修繕 ○自動ドア定期点検（年4回） ○車椅子修理・点検 ○入浴用リフト点検 ○空調設備保守点検（年2回） ○給湯器交換（西ユニット） ○つつじ剪定（年1回） ○施設周辺、駐車場除草（随時） ○火災報知器点検 ○排煙装置修繕 ○給湯器交換（東ユニット） ○東ユニット空調コントローラー及び室外機修繕、点検 ○IH電磁調理器故障のため交換 ○消火器交換 4本 ○非常用照明器具交換 ○高圧受電設備交換 ○居室空調室外機修繕
指定期間	平成29年 4月1日 ～ 令和4年3月31日	

(単位：円)

		事業計画	事業収支実績				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業収支推計	収入	指定管理料	0	0	0	0	0
		利用料金収入	73,211,000	68,984,559	68,984,559	74,414,522	75,440,807
		その他の収入	0	4,300	4,300	4,300	528,229
		調整増減	0	26,810,934	26,810,934	14,979,616	125,000
		計(A)	73,211,000	95,799,793	95,799,793	74,418,822	76,094,036
	支出	人件費	62,008,000	46,926,883	46,926,883	50,471,678	60,214,019
		事務費	301,000	301,883	301,883	401,689	299,816
		事業費	20,601,150	19,317,662	19,317,662	20,287,944	19,211,421
		その他	227,000	14,156,924	14,156,924	1,112,188	226,368
		計(B)	83,137,150	80,703,352	80,703,352	72,273,499	79,951,624
収支差引額(A)-(B)		▲9,926,150	15,096,441	15,096,441	2,145,323	▲3,857,588	

3. 指定管理者業務運営項目別評価

評価項目		指定管理者自己評価		担当部署評価	
		採点	判定	採点	判定
業務運営項目	内容				
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	5	A	5	A
	②施設設置目的の達成度	5		5	
	③利用者数	4		4	
	④運営状況	5		5	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	5		5	
	⑥意思疎通	5		5	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	5		5	
	⑧地域の振興・活性化	3		3	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取り組み	3	A	3	A
	②利用者の平等な利用	5		5	
	③適切な情報提供	5		5	
	④利用促進・PR	3		3	
	⑤非常時・緊急時の対応	5		5	
	⑥苦情解決体制及び対応	5		5	
	⑦自主事業	3		3	
	⑧利用者アンケートの実施	5		5	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	5	A	5	A
	②備品・什器等の保守点検	5		5	
	③修繕業務	5		5	
	④樹木・植栽等管理業務	5		5	
	⑤清掃業務	5		5	
	⑥鍵管理	5		5	

【(注1)のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-(2)の採点基準にて評価】

4. 総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
<p>【努力した点・成果等】</p> <p>○職員が新型コロナウイルス感染したことで、入居者・職員が濃厚接触者となった。職員で施設内の消毒やシフト調整を行い、施設内での感染拡大防止に努め、サービス提供を実施できた。</p> <p>○新型コロナウイルス感染対策のためご家族との面会が叶わない状況が続いたが、オンラインや窓越し面会を実施した。互いに元気な姿を確認し安心して生活していただくことができた。予め決めていた対応時間外でもご家族の要望に添いオンライン面会の対応を行った。</p> <p>○外部評価を運営推進委員の協力のもと運営推進会議にて実施した。</p> <p>○地域交流はコロナ禍により今年も叶わなかったが、施設内において季節行事を大切に一年間過ごしていただいた。中でも夏祭りは入居者も浴衣を着て職員と共に祭文音頭を踊ったり、綿菓子やヨーヨー釣り、かき氷を楽しんだ。</p> <p>○施設譲渡先が株式会社Wに決定した。入居者の状態や情報を引き継ぎ、安心した生活が継続できるよう努めた。また、事業の円滑な引継ぎができるよう努めた。</p>	<p>【評価すべき点】</p> <p>指定管理期間中、入所者の立場に立ち、丁寧な対応ができたと思います。職員に新型コロナ感染者が出たが、迅速な対応で感染拡大を防止することができたのは、日頃からマニュアルに沿った体制づくりができたからだと思います。</p> <p>令和4年度からの運営者は株式会社Wになったが、職員の採用など円滑な引継ぎができたと思います。</p>
<p>【改善すべき点】</p> <p>○令和3年度末で事業終了のため改善策なし</p>	<p>【指導すべき点】</p> <p>特になし。</p>
<p>【所属長意見（今後の方向性等）】</p> <p>平成24年度から10年間市の指定管理を受け施設の運営を行っていただいた。飯高地域在住の従業員も多く雇用し、アットホームな雰囲気が入居者からの喜びの声も多くあった。令和4年度から民間に譲渡されたが、引継ぎもスムーズにいただいた。</p>	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる